

(別紙)

「既存のサービス事業所の届出留意事項（令和8年6月）」

項番	サービス種類	変更点	既存事業所の取扱い
1	A 2 : 訪問型サービス（独自）	「その他該当する体制等」欄の 「介護職員等処遇改善加算」  「7 : 加算Ⅰ」 「8 : 加算Ⅱ」 を 「7 : 加算Ⅰイ」 「8 : 加算Ⅱイ」 に変更し  「S : 加算Ⅰ口」 「T : 加算Ⅱ口」  を追加	「S : 加算Ⅰ口」「T : 加算Ⅱ口」 に該当する場合は、新たな加算の 届出が必要となる。  既存届出内容が「7 : 加算Ⅰ」で、 新たな届出がない場合は「7 : 加算 Ⅰイ」とみなし、既存届出内容が 「8 : 加算Ⅱ」で、新たな届出がな い場合は「8 : 加算Ⅱイ」とみなす。  (注) 基本的に届出を行うよう指 導する点に留意が必要。
2	A 6 : 通所型サービス（独自）	「その他該当する体制等」欄の 「介護職員等処遇改善加算」 を 「介護職員等処遇改善加算（利用定員 19人以上）」 に名称変更し  「7 : 加算Ⅰ」 「8 : 加算Ⅱ」 を 「7 : 加算Ⅰイ」 「8 : 加算Ⅱイ」 に変更し  「S加算Ⅰ口」 「T加算Ⅱ口」  を追加	「S : 加算Ⅰ口」「T : 加算Ⅱ口」 に該当する場合は、新たな加算の 届出が必要となる。  既存届出内容が「7 : 加算Ⅰ」で、 新たな届出がない場合は「7 : 加算 Ⅰイ」とみなし、既存届出内容が 「8 : 加算Ⅱ」で、新たな届出がな い場合は「8 : 加算Ⅱイ」とみなす。  既存届出内容が「7 : 加算Ⅰ」「8 : 加算Ⅱ」で、要件の見直しにより 「介護職員等処遇等改善加算（1 9人未満）」となる場合は、新たな 加算の届出が必要となる。  (注) 要件の見直しを踏まえ、新し い要件に即して届出を行うよう留 意が必要。

項番	サービス種類	変更点	既存事業所の取扱い
3	A 6 : 通所型サービス (独自)	<p>「その他該当する体制等」欄の 「介護職員等処遇改善加算 (利用定員 19 人未満)」</p> <p>「1 : なし」 「7 : 加算Ⅰイ」 「S : 加算Ⅰロ」 「8 : 加算Ⅱイ」 「T : 加算Ⅱロ」 「9 : 加算Ⅲ」 「A : 加算Ⅳ」</p> <p>を新設</p>	<p>新たな届出がない場合は「1 : なし」とみなす。</p>
4	A F : 介護予防ケアマネジメント	<p>「その他該当する体制等」欄の 「介護職員等処遇改善加算」</p> <p>「1 : なし」 「2 : あり」</p> <p>を新設</p> <p>「LIFE への登録」欄に</p> <p>「1 : なし」 「2 : あり」</p> <p>を新設</p>	<p>新たな届出がない場合は「1 : なし」とみなす。</p>